



哲學

研究

第五十二號

第五卷
第八冊

京都哲學會寄贈本

定言命令の一般性と個性との關係に就て

錦田 義富

一

批評哲學の核心を何處に求めるにしても、人間精神活動の有ゆる方面に涉つて、普汎必然性の基礎即ち先天的形式を確定闡明することが、尠くとも其核心の最も重要なる部分を組成すると云ふ一點だけは、今日最早何人にも異存のない所であらう。而して又普汎必然性の基礎附けをなすべき役目を荷ふ彼の先天的形式が認識道徳觀美何れの場合に於ても法則或は合法性 (Gesetz oder Gesetzmässigkeit) の義であり、法則或は合法性が何時でも一般性 (Allgemeinheit) を意味したことも周知の事實である。到底人間の主觀的たるを免れない吾人の認識がよく超時空的客觀的意義を贏ち得る所以の根源は、單なる形式論理的思惟にあるのでも無ければまして感性的經

定言命令の一般性と個性との關係に就て

驗にあるのでは尙更無い、夫は兩者の何れとも異なる全く特異なる力素——ジムメル
の第三要素 *ein driftes Element* ——に存する、之に依つて初めて孤立分散の感性的印象
は統一ある對象に構成され個別的偶然的の感覺は普汎必然的の經驗に改造される。
而して此特異なる力素とは有ゆる實質的内容を捨象し去つて後に殘留する先天的
形式或は先天的法則の義に外ならぬことをば『純粹理性批判』に於て確立したカント
が、進んで道德客觀性の問題を研究するに當つて、直ちに『凡ての理性的存在』に對して
妥當する純粹意志の法則てふ概念を以つて、其『實踐理性批判』の作業を開始して行つ
たのは、寧ろ當然の順序であつたと云はねばならぬ。道德の絶對性客觀性を基礎附
くべき定言命令てふ純粹意志の形式の持ち得る唯一の内容的規定は、法則性即ち一
般化の要求のみであらざるを得なかつたのである。道德客觀性の基礎は之を法則
性に求める外ないが、然し此法則性をば認識形式の場合と同じ様に一般性と相即せ
しめる時には、凡ての個性的を排斥或は抑壓することになりはしないであらうか。
若し果して然りとすれば定言命令てふ意志の法則は倫理の原理たる資格に於て缺
ぐる處があると言はねばなるまい。道德生活から個性的意義を拂拭し去ることは
道德生活の否定である、尠くとも道德の精華を否認し去り之を千遍一律化するの難

を免れ得ない。抑もカントは如何なる根據よりして法則概念を一般性と相即し個性的を排斥したのであるか。

『純粹理性批判』の教ふる所によれば、理論の領域に於ては認識をして眞なしむる所以の根柢は認識の實質になくして其形式即ち合法性に存する、然るに合法性は其本性上必然に一般性を含意し一般性なき處に法則概念は成立し得ないと。カントが斯様に考へたのには二様のデントクモテイフが働いて居た様に思はれる。其一つは彼がニュウトンの數學的自然科學の法則を以つて法則概念の典型と考へた處から由來するもので、法則は一般に其論理的性質として一般性を要求し個性的を退ける、夫は經驗的個物を組成する無数の要素の中より共通遍在的要素を抽象して構成されたるもの特殊個別的要素は非本質的として捨象される。ジムルの言葉を借りて言へば、カントの法則概念は一方 *das logische Minimum des Dinges* であるが他方夫は亦事物の要素に對して *funktioneller Sinn* をも有する、之れ概念的法則が一般的であつて而もよく *das Dingbildungsgesetz* たるを得る所以である、*Sinnel, Das individuelle Gesetz, S. 118f. im "Logos," Bd. IV, 1913.* 今一つのモテイフは凡て經驗的現實的は偶然的個別的である、逆

眞理として採用されて居たのに基因する。孤立分散の感覺的素材を客觀的對象に構成し之に眞理價值を賦與する夫の先天的規則(Regeln a priori)は何うしても非實在的理想のものでなくてはならぬ、非實在的理想のものとは是非とも個性的とは反對の一般的者であらねばならない。今認識に就ての此特殊と一般との關係を以つて、道德基礎附けの問題に臨んだら如何なるであらうか。道德生活に於ける存在衝動本能欲望等と當爲(道德的法則)との關係は、正しく認識生活から類推するとが出来るのである、即ち道德客觀性の基礎は認識の場合と同じく矢張り一般的法則でなくてはならぬと云ふのが、カント倫理哲學の發足點であつた。彼にあつては、道德成立の必須條件(*conditio sine qua non*)たる定言命令は何處迄も、實質的でなくて形式的であり個性的でなくて一般的であらざるを得なかつたのである。理性的要求としての定言命令の内容には單なる經驗的現實としての個性の這入り得べき餘地は無かつたのである。斯くして定言命令の内容的規定としては『法則一般の普汎性』(*die Allgemeinheit eines Gesetzes überhaupt*)の外に何者も殘留し無かつたのである(*Gril., 55*)。

一般性と相即して考へられた定言命令は果してよく道德の原理たるに堪へるか何うか。對象化して理解せんと力める悟性の基礎に立つ概念的認識にあつては法

則即一般的者とし個性的は單なる見本(Exemplar)として取扱つて少しも差支ないであらうが、客を主に従へんことを求むる意志を基となす實踐的生活にあつては、一々の言動一々の性格は個性的たる處に其生命を托する、抽象的一般化はたとひ道德其者の否定を含意しない迄も尠くとも之が水準化機械化を將來せでは己まないであらう。現實の道德的生活は其天賦素質の上なり地位境遇の上なり乃至一々の場合に於て當面する情態の上なりに於て、各人各様各時各態であつて、其特異の事情に應じて特殊の行動をとる處に日に新なる自彊不息の道德生活が開展されて行くのである。然るを今汝の意志の格率が同時に一般的法則として意志し得る様に行爲せんとを要求するのは、凡て是等特殊具體的事情を捨象し、萬人一樣の行動云爲を實にせんとを要求するものではあるまいか。カントの格率普遍化の要求を文字通りに實行せんか、道德生活の眞面目は何等の獨創創始も何等の個性的新味もない恰ら機械によつて一樣に生産されて行く大量の貨物の如き依因習如死灰の言動の集積に在るとになりはしないであらうか。様によつて胡蘆を描く底の踏襲模倣の平凡生活こそ最も道德的に有意義の生活として讚美せるべきであるか。斯くては夫のオペルニクスの回轉によつて人文史上に一轉機を劃した筈のカントの事行も、人間をば

『單なる自然の幽囚から解放』して呉れただけで、數量的平等を理想とする啓蒙の個人主義社會至上主義を一步をだも超越せしめないと言はねなるまい。之ではニーチエの天才的個人主義による『第二の救濟』即ち社會と云ふ量的一般者の壓迫に對して個人独自の價値と尊嚴とを回復する必要も出で來るとであらう(Simmel, Vorlesungen über Kant, 179f.)。定言命令の一般性によつて實現されるものは、單に多數の場合に好都合であると云ふ『結果の平均』(der Durchschnitt der Folgen)に過ぎなう(Simmel, Einleitung in die Moralwissenschaft, Bd. II, 28)。行爲が凡ての他人に對して、如何なる事情の下に於ても夫れには無頓着に一般的に妥當し得るようの動機に従つて實行せられる時、初めて道德的意義を持ち得るのであると説かれたとしたならば、カントの教説は寔に『徹頭徹尾デモクラシーテイシス』(Windelband, Gesch. d. neu. Philos. in "Allgemeine Geschichte der Philosophie")であるとの讃辭を贏ち得るには足りるであらう。此點が恐らく社會主義者の歡迎する處となり、社會主義のカント化或はカントの社會主義化が叫ばれるに至つた重要な一動因かと想像される。然しゲーテやシュライエルマッヘル乃至ロマンティック詩人哲學者によつて、尙遙に深い意味での個性主義、即ち全體的意義を藏する部分、無限の具體化としての個性、社會に即しての個人てふ概念を啓示された後

の今日の吾々にあつては、上述の如き悪平等化の實現を要求する定言命令の一般性は到底妥當なる道德原理として承認することが出来ない。抑もカントの道德的法則は果してキンデルバントの言ふ如く『個性の有ゆる權利の壓抑』(die Unterdrückung jedes Rechtes der Individualität)によつて購はれたものであらうか(Opt. eth.)。シゲルツなどの言ふ如くカントの一般的規則は果して凡ての個性的と相容れない性質のものであるであらうか(Schwarz, Glück und Sittlichkeit, 158. „Kants Regel schere alle Menschen über einen Kamm.“)。

カントに従へば、或意志内容或具體的動機が道德的と評價される爲めには、夫れが同時に一般的法則となり得る性質を具えねばならぬ。換言すれば、行爲者が自己の行爲を反省し之を一般的法則として意志し得との確信に立つ時、夫は道德上善なる行爲と判決されるのである。此可能的一般化の要求は道德的價値の試金石(Probestein)である。然し夫は決して檢せらるべき當該行爲の個性化と相悖る性質のものではない。寧ろ夫は行爲の如何なる徹底的個性化ともよく結合し得る一般化である。何れ程特異獨特の行爲であつても、其行爲者が何人にてもあれ現に余が當面する此事情の下に於ては余と全く同様に行動すべきものと意志し得たならば、其行爲

は道德上絶對價値を有すとされる。一般化の要求される當の行爲は全體としての具體的行然である、即ち『汝の意志の格率』である。行爲者の性格境遇地位職業乃至その背後に荷負ふ其人の人格的歴史、苟しくも當該行爲の組成に參與する凡ての條件を一切含めての具體的行爲——有ゆる特殊の事情を含ましめての個性的行爲——之に對して一般化の要求が提出されるのである。斯様に解釋する時、定言命令は伯夷叔齋と同時に武王を義とし、乃木大將の自殺と之を模倣せる似而非志士とを差別することが出来る、草深き田舎に父祖傳來の産を守る勤直の一蒼夫も、鵬程萬里兩極の探險に身命を培して悔むざる冒険家も共に道德の絶對性を體達して居ると判決することが出来るのである。道德原理に何等かの實質的要素を移入して考へると——よしその加へられる實質が人格の完成であつても、福利の増進であつても、將又理性の欲望統御であつても——何時でも其實質的命令に充分よく吻合しない特異な場合が發見される、之を強て適合させようとすると、其處に多少の無理を犯さなければならぬ。即ち實質的原理に於ては、其本質上行爲の個性化に多かれ少かれ制限を加へるとなる。然るに一切の實質的規定を排除し悉くして一般性てふ一見空々寂々たる規定の外何者をも保留しないカントの形式的道德原理だけには、此種の

強制を行ふ要がない。如何なる單一獨特の場合でもよく道德の絶對境に參到するを得せしめる。絶對個性化を許容し之と結合し得る點が正しくカント定言命令の形式的な一般性の強味である。ジムメルがカントの形式主義によつて初めて特殊なる規定に『無制限の餘地』(meinbeschränkter Raum)が與へられると評し(Kant, 97. Vgl. Einleitung, II, 43f.) プルノノーバウフが此定言命令てふ原理は純粹形式としては絶對に超个性的であるが夫は又如何なる具體の場合にも適用し得るから絶對に个性的である(Bruno Bauch, Ethik, in der „Philosophie in XX. Jahrhundert, 2A, 257) と賛したのは蓋し動かすべからざる鐵案かと思はれる。キントルバントとは正反對に定言命令は個性の有ゆる權利の許容を其本質とすと言はねばなるまい。

二

カントの形式主義は他の如何なる倫理説よりも一々行爲の特殊性と相容れるものである、此點實質原理が特定の内容によつて凡ての行爲を律せんとするの結果、行爲を schablonisieren するに至るに比してカント倫理の最大の強味であると云ふ(Bauch, Glückseligkeit und Persönlichkeit in der kritischen Ethik, 31, Anmerk.)。然し此長所は其反面に

重大なる難點を包藏して居る様にも思はれる。個々の行爲を夫れ夫れ其具體相に於て見る時は一々特殊個性的で、其中から道德的評價に無關係沒交渉として捨象し去り得べき要素は一つも無い筈である。如何程些細で一見無意味に思はれる事情であつても、深き人生の體驗と鋭き道德感を持つ人に於ては、一の具體的行爲の構成力素として不可缺必須であり、他の比較的顯著な共通遍在的因素と同等の權利を以つて一般化を要求するものであることが發見されるであらう。成程抽象的に見れば世には類似の場合が多いに違いない。が具體的には一々特殊的であり全く同一事情の下に立つ同一内容の動機や行爲は存在しない。若し定言命令は一々の行爲を不可分割的全體として其儘に一般化せんことを要求するものであり此要求を充たす行爲が道德法に合せる行爲なりと判決すべきであるとしたならば謂ふ處の一般的道德法は一々の特殊なる場合場合と同一義になり茲に一般的法則てふ概念は放抛しなければならぬ様になりはしないであらうか。法則と云へば同一の事情の下にあつては前件後件の連鎖が何時何處にあつても同じ様に繰返さるべしとの一般的要求を骨子とするもので、現實に生起する事件を彩る特殊の色合は之を看却して問はないが本體であると考へられて居る。此考方から言へば具體相に於ての行

爲はよし不可分割的全體であつても、之に對して一般的法則を立し得んが爲めには、其行爲が一般的要素と特殊の要素との合成果と見做され、其中特殊の要素は道德的決定に無關係のものとして捨象され、一般的要素のみ道德評價上本質的として選取結合されねばならぬ。斯くの如き抽象の極限が法則の一般性のみを其唯一内容とする定言命令てふ道德原理となつて現はれるのである。惟ふにカントが道德の原理として一般的法則を掲げたのは道德的評價の對象となる行爲に於ては一般化して法則に攝取し得る一般的要素が含まれて居る、單に個性的たるに止まる他の要素は道德上無關係のものとして捨離してよろしい、斯くせば求むる處の一般的意義を藏する行爲の仕方が容易に發見されると信じたのであるかも知れない。若し此推定が當つて居るとすれば道德的決定に影響を持つから法則に攝取されんことを要求し得る資格を持つ一般的要素と、道德的決定に何の影響も持たぬから全く一般化を許さぬと見るべき單なる個性的要素とを、一々の場合場合に就て明瞭的確に區別するに何等かの規範が無くてはならぬ。然るにカントは此點については何等の準據すべき規範をも指示しなかつた。夫れは又當然の事で到底指定し得べきものではないのである。契約履行とか委託物に信を守るとか自己の才能發揮とか乃至仁

慈的援助とか云ふ如きカントのあげた三四の事例は何れも日常平凡生活裡の義務行爲に屬し彼の一般化てふ標準によつても之を判定するに惑ふ處もあるまいが、一度複雑紛糾せる人生の動亂渦中に於て之に當面せんか、文字通りに之を墨守するとの果して常に義務としては認せらるべきや否や不明である。恒轉如暴流の人生の實相裡に於ては何れを特殊のとして捨象し何れを一般的のとして抽象すべきか、彼の定言命令の含意する可能的一般化で以つて其決定を下すことは不可能である。假令特殊の道德的決定に無關係の様に見える要素であつても、之れが果して道德的評價に絶對的沒交渉であるか否かは初めから豫定し得ない處、寧ろ如何なる特殊の要素でも當該行爲を構成する因素となるものは凡て消極的にか積極的にか道德的の上有意味と見るが正しい考方ではあるまいか。尠くともカントが一般的と特殊的とを區別すべき何等の標準も與へて居ない以上、定言命令の可能的一般化は一々の場合に於ての事情全體を剩さず考慮の内に入れ其場合の特定行爲そのまゝを一般的法則として意志し得るや否やと反省せんことを要求するものと解釋する方が妥當であると考へられる。即ち特殊の事情も一般的事情と同様に同時に併せて一般化せらるべきである、一般化に堪へねば反義務として退けらるべきであると云ふ

ことになる。然し斯様に凡ての要素が一般化せらるべきであると思はれる様になれば、其論理的歸結は法則概念の放抛か(dass es überhaupt kein allgemeines Gesetz geben kann)然らずんば一般化即算術的繰返し(eine arithmetische Wiederholung)と第一節に提起した非難を免れ得ないであらう(Simmel, Kant, 105f. Vgl. Einleitung, II, 44ff.)。ジツメルは、一新光明を興へるかに見える深遠な哲學的思想も、之を實地具體的問題に適用して其能作を検する瞬間に於て屢々不充分なことを暴露し矛盾を示すのは、其哲學に對して眞價如何の最も重大なる疑惑を生ぜしめるに足ると説いて定言命令を其一例に擧げ、夫は *Mischung von Erfolg und Erfolgslosigkeit* であると評した。即ち彼はカントの定言命令が、一方最も徹底的な個性化とも結合し得ることを以つて其長所であることを是認しつつ、他方之を現實の問題に適用する時は上述の如き救ふ可らざる破綻を暴露し切角の深遠なる教説も全く無効に歸するを嘆じて居るのである(Kant, 103ff. und 96f.)。若し定言命令が個性化を許すことによつて法則の一般性を消逸せしめるものならば、『倫理學の破産』は必定免れ難いであらうし(Stange, Einleitung in die Ethik, I, 150) 若し又個性化を排拒するとに依つて辛くも其一般性を維持するだけならば、脱出し得たと想はれた千遍一律化に再び囚はれの身となる外はない様に思はれる。

抑もカント道徳法の一般性の個性に對する眞實の關係は如何に見るべきであるか。道徳客觀性の基礎附け原理である定言命令の一般性が對個性の問題に於て上述の如き進退兩難に陥る様になるのは、其一般性が自然科学的一般性を意味すと推定されるからである。吾人の行爲を道徳的と極印を捺すものは、何處迄も意志の客觀的合法性であらねばならぬ。然るに此意志の一般者が強いて其一般性を保持せうとすると凡ての個性的を抑壓することに歸着し、之に反して個性的を許容して伸縮自由となると其一般性を喪失するの結果を招來するのは、夫れが悟性の一般者と全くアナローギッシュに考へられる爲めである。悟性の一般者と全く類推的に考へられた意志的一般者は個性的と相容れず之を容れば直ちに其一般性を喪ふものである。何となれば悟性的一般者は其支配下に立つ内容が繰返しの可能性を持つ處に其本質を有するのであるが、個性は之に反して繰返しを絶対に拒絶する處に其生命を托するのであるから、兩種概念は明らかに相互排拒的である。キンデルバントやシュタンダ、シュバルツさてはジムメル等の定言命令に對する非難の由來する處は實に茲に存する。カントは此道徳的法則をば『有ゆる事情の下に於ての一般的法則』(nie unter allen Umständen allgemein(Gesetz)) 換言すれば第一批判で確立した自然科学的

法則概念と全くアナロジヤに解釋したのであると想像される處からして、個性との關係に於て進退兩難に陥るとの困難も出て來るのである(Simmel, Kant, 107)。然し此想像は果して充分の根據を具へたものであるであらうか。若しカントが意志の一般性を悟性の一般性と類比的に想念したとの推定が破れるならば、難者の千萬言も畢竟的無きに矢を放つものと言はねばなるまい。抑も難者のカント解釋の論據や如何。此點に就て最も周到精細の解説を與へたのは、余の知る限りでは、ジムメルの『個性的法則』と云ふ一文であらう(Das individuelle Gesetz, in "Logos", Bd. IV, 1913, S. 117 ff)。先づ左に其大要を紹介し次に之が批評に移りたいと思ふ。(未完)